平成２７年（フ）第３５８号
千葉県流山市大字西平井556番地の１　エルフォメモリアル304
債務者　神野　仁明
１　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３６５号
千葉県柏市中新宿２丁目３番24号　デンテ・ディ・レオーネ203号
債務者　齊藤果沙音
１　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３７２号
千葉県柏市篠籠田1482番地１　プレミアムフォレスト柏213号
債務者　上田　光浩
１　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４０８号
千葉県松戸市六高台３丁目134番地の３　ベルピア六実１－１－206号
債務者　中村幸太郎
１　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４２２号
千葉県鎌ケ谷市南初富５丁目２番55号　ヴィエネス初富101号
債務者　塚本　雅博
１　決定年月日時　平成27年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４７３号
兵庫県尼崎市潮江２丁目５番27号
債務者　中島　恭一
１　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５０５号
兵庫県尼崎市東桜木町41番地　レファインド尼崎202号
債務者　後藤　稔文
１　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５１５号
兵庫県尼崎市南初島町８番地の75　コミュニティハウス　スマイル201、前住所大阪市東住吉区田辺５丁目１番32―301号
債務者　松田　章夫
１　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５２４号
兵庫県西宮市東山台３丁目13番地16
債務者　正田　順一
１　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５２５号
兵庫県尼崎市武庫町２丁目２番７―205号
債務者　金山知江美
１　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５２７号
兵庫県尼崎市尾浜町３丁目20番12号　木谷ハイツ202号
債務者　清水　玲子
１　決定年月日時　平成27年10月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第７５号
山口県宇部市海南町15番13号
債務者　上原　裕光（旧姓田中）
１　決定年月日時　平成27年10月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第８３号
山口県宇部市大字小串705番地６
債務者　原田　順子
１　決定年月日時　平成27年10月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第４８５号
北九州市小倉南区徳力団地11番505号
債務者　西村　裕展
１　決定年月日時　平成27年10月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４８６号
北九州市小倉南区徳力団地11番505号
債務者　西村　幸枝
１　決定年月日時　平成27年10月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４８９号
北九州市小倉南区長野１丁目８番19号（106号室）
債務者　末永　功二
１　決定年月日時　平成27年10月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５２号
佐賀県唐津市和多田先石10番１号
債務者　田原　優亮
１　決定年月日時　平成27年10月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月３日まで
佐賀地方裁判所唐津支部